

ふるさと制度・総合型地域スポーツクラブ制度登録について

ふるさと制度	
ふるさとの基準	出身中学校のある市町村とする。
対象競技	44競技全てとする。
対象人数	各競技の適用人数は、団体競技は正規の競技者数、個人競技は総エントリー数に0.2を乗じた数を四捨五入して得られた数を上限とする。(別紙参照)
施行	令和3年4月1日導入 令和5年3月22日一部改正

総合型地域スポーツクラブ登録制度	
登録要件	総合型地域スポーツクラブとする。 ※ SC おおいたネットワークまたは公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に加入しているクラブとする。 ※ 原則、週1回程度活動していることとする。
対象競技	44競技全てとする。
対象人数	制限なしとする。
施行	令和3年4月1日導入 令和5年3月22日一部改正

【留意事項】

- ・優先順位は無く、選手がいずれかの制度を選択する。
- ・一度制度登録したら、3年間は登録した制度で出場する。
- ・当該郡市間での文書による通知が完了した後に、年度内の追加登録はできない。
- ・選手が、登録をした対象郡市の選手に選ばれなくても「住民登録のある現住所」から出場することはできない。